

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和7年4月1日時点)

所管局：総務局

機関名称	東京都人権施策に関する専門家会議
機関種別	専門家会議
設置根拠法令等	東京都人権施策に関する専門家会議設置要綱
設置年月日	2016-05-10
機関の目的・所掌内容	有識者から専門的な助言を得て、東京都人権施策推進指針の基本理念の実現に向けた取組を行うため設置する。
委員数	10 名 (うち、女性委員数 5 名)
会議公開	一部非公開
会議非公開理由	原則として公開。ただし、自由な意見交換が損なわれる恐れがある等の場合は、非公開とすることがある。
議事録公開	公開
議事録非公開理由	自由な意見交換が損なわれる恐れがあるため、議事録の公開は要旨とする。
備考	
HPのURL	
問い合わせ先	総務局 人権部 企画課 電話番号：03-5388-2584